(二)　差止請求関係業務を行う事務所の名称及び所在地
ア　差止請求関係業務を行う事務所の名称　公益財団法人滋賀県暴力団追放推進センター
イ　差止請求関係業務を行う事務所の所在地　滋賀県大津市打出浜一番十号
(三)　認定をした日　平成二十六年二月二十七日
六(一)　適格都道府県センターの名称及び住所並びに代表者の氏名
ア　名称　公益財団法人京都府暴力追放運動推進センター
イ　住所　京都府京都市上京区下立売通衣棚西入東立売町百九十九番地の六
ウ　代表者の氏名　竹下　金男
(二)　差止請求関係業務を行う事務所の名称及び所在地
ア　差止請求関係業務を行う事務所の名称　公益財団法人京都府暴力追放運動推進センター
イ　差止請求関係業務を行う事務所の所在地　京都府京都市上京区下立売通衣棚西入東立売町百九十九番地の六
(三)　認定をした日　平成二十六年二月二十七日
七(一)　適格都道府県センターの名称及び住所並びに代表者の氏名
ア　名称　公益財団法人奈良県暴力団追放県民センター
イ　住所　奈良県奈良市大森町五十七番地の三奈良県農協会館内
ウ　代表者の氏名　森岡　秀
(二)　差止請求関係業務を行う事務所の名称及び所在地
ア　差止請求関係業務を行う事務所の名称　公益財団法人奈良県暴力団追放県民センター
イ　差止請求関係業務を行う事務所の所在地　奈良県奈良市大森町五十七番地の三奈良県農協会館内
(三)　認定をした日　平成二十六年二月二十七日
八(一)　適格都道府県センターの名称及び住所並びに代表者の氏名
ア　名称　公益財団法人和歌山県暴力追放県民センター
イ　住所　和歌山県和歌山市南雑賀町六十四番地
ウ　代表者の氏名　中島　通隆
(二)　差止請求関係業務を行う事務所の名称及び所在地
ア　差止請求関係業務を行う事務所の名称　公益財団法人和歌山県暴力追放県民センター
イ　差止請求関係業務を行う事務所の所在地　和歌山県和歌山市南雑賀町六十四番地
(三)　認定をした日　平成二十六年二月二十七日
九(一)　適格都道府県センターの名称及び住所並びに代表者の氏名
ア　名称　公益財団法人香川県暴力追放運動推進センター
イ　住所　香川県高松市磨屋町五番地九
ウ　代表者の氏名　近藤　博文
(二)　差止請求関係業務を行う事務所の名称及び所在地
ア　差止請求関係業務を行う事務所の名称　公益財団法人香川県暴力追放運動推進センター
イ　差止請求関係業務を行う事務所の所在地　香川県高松市磨屋町五番地九
(三)　認定をした日　平成二十六年二月二十七日
十(一)　適格都道府県センターの名称及び住所並びに代表者の氏名
ア　名称　公益財団法人暴力団追放沖縄県民会議
イ　住所　沖縄県那覇市旭町七番地
ウ　代表者の氏名　前泊　良昌
(二)　差止請求関係業務を行う事務所の名称及び所在地
ア　差止請求関係業務を行う事務所の名称　公益財団法人暴力団追放沖縄県民会議
イ　差止請求関係業務を行う事務所の所在地　沖縄県那覇市旭町七番地
(三)　認定をした日　平成二十六年二月二十七日

○国家公安委員会告示第九号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十条第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委員会告示第十六号（道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月十四日

国家公安委員会委員長　古屋　圭司

第一号の表三十号の項の次に次のように加える。

三十三号	松山市北井門から同市井門町まで

第一号の表四十五号の項中

宮城県宮城郡松島町から登米市まで	
八戸市から青森県上北郡おいらせ町まで	

を

宮城県宮城郡松島町から登米市まで	
青森県三戸郡階上町	
八戸市大字市川町から八戸市大字坂牛まで	
青森県上北郡おいらせ町まで	

に改め、同表四百六十八号の項中「稲敷市」を「千葉県香取郡神崎町」に改める。

第二号の表府道美原太子線の項の次に次のように加える。

県道加古川小野線	加古川市野口町から同市八幡町まで

第三号の表市道安瀬戸畑一号線の項の次に次のように加える。

市道広島南道路	広島市西区観音新町から同区商工センターまで

附　則

この告示は、平成二十六年三月十六日から施行する。ただし、第二号の表府道美原太子線の次に一項を加える改正規定及び第三号の表市道安瀬戸畑一号線の次に一項を加える改正規定は同年三月二十三日から、第一号の表四十五号の項の改正規定は同年三月二十九日から、同表四百六十八号の項の改正規定は同年四月十二日から施行する。

○法務省告示第百十一号

沖縄県国頭郡大宜味村役場保存の次の原戸籍が滅失した。

平成二十六年三月十四日

法務大臣　谷垣　禎一

沖縄県国頭郡大宜味村字押川五百九十五番地　志良堂トシ子

○法務省告示第百十二号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十六年三月十四日

法務大臣　谷垣　禎一

住所　大阪市生野区巽中１丁目５番22号
　慎宣龍　昭和59年９月29日生
住所　大阪市生野区巽北２丁目23番１号
　金ジングワン　昭和46年12月１日生
住所　富山県魚津市浜経田3252番地２
　崔珍守　昭和25年７月20日生
住所　福岡市西区小戸４丁目５番25―606号
　張信幸　昭和52年３月７日生
住所　神戸市長田区宮川町３丁目２番地３
　李泰路　昭和48年７月14日生
住所　兵庫県伊丹市北伊丹２丁目61番地１
　金陽子　昭和52年８月15日生
住所　兵庫県伊丹市北伊丹３丁目126番地
　金裕美　昭和56年８月29日生
住所　兵庫県尼崎市金楽寺町１丁目５番１―105号
　李在守　昭和37年９月６日生
　李愛未　平成６年７月12日生
住所　埼玉県川口市芝４丁目22番７号
　尹幸美　昭和48年11月17日生